

3 今後の就学前教育・保育の方向性について **【変更案】**

年度 幼稚園	H27	H28	H29	H30	R元 H31	R2 H32	R3 H33	R4 H34	R5 H35
西脇幼稚園	準備期間 【整備改修検討】	準備期間 【整備改修】 (幼)募集開始	一園 統 合 化			↓ 幼 ↓ 募 ↓ 集 ↓ 停 ↓ 止	↓ 4 ↓ ・ ↓ 5 ↓ 歳 児 の み	↓ 5 ↓ 歳 児 の み	閉 園
重春幼稚園									
日野幼稚園									
比延幼稚園									
双葉幼稚園									
芳田幼稚園									
楠丘幼稚園									
桜丘幼稚園									

(3) 幼稚園閉園までの具体的な方向性について

ア 平成32年度末で幼稚園の募集を停止する。平成34年度に閉園する。

→ 令和4年度末に閉園する。

令和3年度及び令和4年度の幼稚園の募集は行うが、入園する者は、令和4年度末に閉園することを承知し、令和5年度については転園することとする。

イ 預かり保育は、平成29年度から廃止する。

ウ 市内の8園を1園に暫定的に統合し、3～5歳児の教育の研究と研修を推進していく。

エ 西脇市幼稚園（仮称）として、預かり保育のない幼稚園機能のみとする。

オ 3歳児3クラス、4歳児2クラス、5歳児2クラスの規模で募集する。

カ 指導主事（認定こども園とのコーディネーター、地域子育て支援担当）を配置する。

キ 「認定こども園」の就学前教育・保育を自園努力に加え、6年間の公立統合幼稚園・指導主事（コーディネーター）との共同で他市に優る就学前教育・保育になるよう努める。

ク 通園バスの運行を行う。

認定こども園、幼稚園の児童数(推計)と量の見込みについて

R2年度登園率(人口×園児数)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
10%	43%	55%	93%	92%	90%

認定こども園 (単位:人)

利用定員	3歳	4歳	5歳	合計
1号	40	40	40	120
2号	194	218	229	641
合計	234	258	269	761

市内在住利用者数 250 265 237 752

しばざくら幼稚園 (単位:人)

利用定員	3歳	4歳	5歳	合計
1号	45	50	50	145

市内在住利用者数 21 20 37 78

認定こども園+幼稚園 (単位:人)

利用定員	3歳	4歳	5歳	合計
1号	85	90	90	265
2号	194	218	229	641
合計	279	308	319	906

市内在住利用者数 271 285 274 830

利用定員を超えているが、
弾力運用により受入れている

※ 人口の見込みは、子ども・子育て支援事業計画から

【令和3年度】 (単位:人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
人口の見込み	232	227	239	266	286	322
園児数	23	98	131	247	263	290
小計	252			800		

合計 1,053

3歳～5歳：
認定こども園の利用定員を上回る

【令和4年度】 (単位:人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
人口の見込み	221	235	224	241	258	299
園児数	22	101	123	224	237	269
小計	246			731		

合計 977

3歳～4歳：
認定こども園の利用定員を下回る
5歳：
認定こども園の利用定員と同数

【令和5年度】 (単位:人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
人口の見込み	210	223	232	226	234	269
園児数	21	96	128	210	215	242
小計	244			668		

合計 912

3歳～5歳：
認定こども園の利用定員を下回る

【令和6年度】 (単位:人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
人口の見込み	201	212	220	234	220	244
園児数	20	91	121	218	202	220
小計	232			640		

合計 872

3歳～5歳：
認定こども園の利用定員を下回る

西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	職 名 等	氏 名
学識経験のある者	大阪総合保育大学 児童保育学部 教授	瀧川 光治
	兵庫教育大学 大学院学校教育研究科 准教授	鈴木 正敏
	神戸常盤大学 教育学部こども教育学科 准教授	松尾 寛子
就学前教育・保育に 関し識見を有する者	兵庫県立北はりま特別支援学校 支援部 コーディネーター	閑念 勝代
	小学校校長会 芳田小学校 校長	古家 幹也

任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日

西脇市就学前教育・保育の質の向上に向けての取り組みと、 しばざくら幼稚園の閉園に関する意見について

1. 就学前教育・保育の質の向上について

(参考) 保育の質は、OECDによると「子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験」とされ多元的なものです。その諸側面として、「志向性の質」「教育の概念と実践」「構造の質」「実施運営の質」「相互作用あるいは保育プロセス（保育過程）の質」「子どもの成果の質」の6つが挙げられています。

(1) 国の施策の動向等

平成29年3月の3法令の改訂・改定では、就学前教育・保育の質の向上のために「カリキュラムマネジメント」「指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図る」「園児の理解に基づいた評価の実施」「保育士等の自己評価」により、「改善の方向性を見出していくこと」「改善のサイクルを回して、保育実践の質の向上を図っていく」ことが強調されている。

さらに、令和2年3月に厚生労働省より発出された「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」においては、それらをより具体的にどのようにすればよいかを示され、「自己評価に取り組む過程での対話・交流や結果の公表を踏まえて、保護者や地域社会と保育についての理解が共有されることが望まれる」とされています。

ここに書かれていることは、「実施運営の質」「相互作用あるいは保育プロセス（保育過程）の質」の視点とも言えます。また、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』等は、「志向性の質」「教育の概念と実践」の視点から保育の質を支えるものとして位置づけられています。

さらに、各園の保育室や保育教諭・幼稚園教諭等の物的環境・人的環境の視点が「構造の質」です。一人ひとりの子どもの発達に応じた保育を行うためには、保育教諭・幼稚園教諭の「自己評価に基づく改善のサイクル」や各園の自助努力だけでは難しく、保育者と子どもの人数比率や保育者の研修、労働環境等の改善や工夫の検討も必要だとされています。

(2) 西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会としての取り組み

西脇市では、平成27年度より全市的に「就学前教育カリキュラム作成」「幼保交流研修会」に取り組み、平成29年度より幼児教育センターの設置、さらに令和1年度より西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会を設置するなど、西脇市の就学前教育・保育の質の向上の仕組みづくりに取り組んできました。これらは、結果的にOECDの6つの保育の質の視点を踏まえた取り組みになっています。

とくに令和1年度から始まった市内共通フォーマットによる自己評価事業の取り組みは、厚生労働省の「自己評価に取り組む過程での対話・交流や結果の公表を踏まえて、保護者や地域社会と保育についての理解が共有されることが望まれる」ということを一歩先取りした取り組みです。また、「実施運営の質」「相互作用あるいは保育プロセス（保育過程）

の質」とともに「構造の質」の向上に資するように、単に紙ベースの自己評価票を書いて終わりではなく、2回の訪問による面談を行うことに特色があります。

(3) 西脇市「自己評価事業」の特色

前述のように、自己評価票を書いて終わりではなく、2回の訪問を行うことで、厚生労働省の言う「自己評価に取り組む過程での対話・交流」を丁寧に行う点が1つの特色です。

また、基本的な姿勢として「各園の保育のあり方の良さ」に視点を当てながら、より前向きになる自己評価を目指しています。その中で「強みは何か」を浮き彫りにしながら、強みを生かし、課題や弱点を補強していけるように、2回の面談では質の向上委員会の委員による助言、幼児教育センターのサポートがあります。

さらに、保育の専門家の視点だけではなく、特別支援教育の視点、小学校との接続の視点からの助言やサポートにより、「自己評価」をきっかけに保育の質を向上させていこうとしている点に特色があります。

それによって、「実施運営の質」「相互作用あるいは保育プロセス（保育過程）の質」とともに「構造の質」の向上に向けて取り組み始めたのが、令和1年度でした。

ただ、「改善のサイクル」として、各園でその歯車がスムーズに安定的に回り続けるためには、数年の時間がかかります。とくに令和2年度はコロナ禍の中、初年度のような自己評価事業の実施は難しいので、令和3年度以降に向けて検討していく必要があります。

2. 令和1年度の所感

(1) 保育の質の視点から

市内9か所の園が、各園ともそれぞれの特色を持って教育・保育を進めておられます。たとえば、「構造の質」の視点で保育環境の工夫をされていたり、園内研修を充実させておられる園もあれば、「保育プロセス（保育過程）の見える化（可視化）」としてドキュメンテーションを毎週のように作られている園、そしてそれを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」で保護者にも伝わるように工夫されている園、勤務のローテーションや時間の捻出を工夫しながら取り組まれている様子が見えます。

また、それぞれの園において『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』、西脇市就学前教育・保育カリキュラムや各園の保育理念・教育理念に基づいた全体的な計画を策定し取り組まれており、カリキュラムマネジメントを意識されている様子も見えます。

そのように、各園で熱心に取り組まれている現状が確認できました。しかしながら、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』『幼稚園教育要領』（平成30年4月施行）に基づく保育は、昨年度は改訂後2年目であり、それに基づく「志向性の質」「教育の概念と実践の質」の向上は始まったばかりです。小学校以降の教育も『学習指導要領』の改訂に伴って、カリキュラムマネジメントや主体的対話的で深い学び、資質・能力の育成等の新しい事柄に研修等を積み重ねても数年かかって実践知や教育実践力が積み重ねられていくのと同じように、改訂『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』に基づく保育についての実践知や教育実践力を、各園で積み重ねていくには数年かかると思われまます。

そのため、この自己評価事業が少なくとも数年かけて安定して軌道に乗るようになると、厚生労働省の言う「自己評価に取り組む過程での対話・交流」を通しての「保育の質」として「志向性の質」「教育の概念と実践の質」の向上が期待できます。

(2) 特別支援教育の視点から

近年、西脇市に限らず多くの地域で気になる園児・児童が増加傾向にあり、就学前からの特別支援教育の必要性が国からも提起されています。そのため、自己評価事業において園訪問に際して、特別支援教育の専門的視点からの相談の機会を持っておりますが、多くの園において相談時間が足りなくなったり、再度、別の機会を設けて訪問し相談を受けたり、専門機関につなぐなどの対応を行いました。

そのような状況もあって、市内の認定こども園や幼稚園の保育教諭・幼稚園教諭の先生方は、保育の質の向上のための専門的知識と力量以外に、就学前の特別支援教育（障害児保育）の専門的知識と力量も求められています。小学校以上の教育であれば、通級学級や特別支援学校の選択肢の中で、それぞれの子どもの特性に応じての支援が行われますが、就学前の段階ではインクルーシブ保育の視点にたつて、その子への支援とともにクラス集団の育ちも含めて保育を行っていくことが求められています。

多様な子どもの育ちを支えるために、戸惑いや色々なことを知りたい（学びたい）という先生方の熱い気持ちの表れが自己評価事業の訪問・相談での時間不足に結びついたと思われる。

そのため、この自己評価事業がきっかけとなり、就学前の特別支援教育（障害児保育）の力量形成につながれば、より豊かな「保育の質」の向上が期待できます。

3. しばざくら幼稚園の閉園に関する意見

基本的には、種々の検討を踏まえて行政として閉園時期を定めた経緯があると思いますが、その当時に予測されていなかった保育料の無償化等の国の施策の動きや、西脇市子ども・子育て会議で検討された保育の提供における量と質の確保の状況を踏まえて、一部、再検討することはあってもよいのではないかと思います。理由は下記の通りです。

- 1) 閉園までは、改訂『幼稚園教育要領』に基づく保育の実践についての学びの場の1つとして機能させる必要がある。民間認定こども園でも公開保育を年次計画で進めているが、民間園としての特色のある保育とともに、公立園としての『幼稚園教育要領』に基づく保育の実践（とくに、改訂されたポイントを生かした保育実践）の学びの機会として、公開保育に限らず、新任や若手保育教諭等が日常的に保育を見に行ける機会としての機能させることができると考えられる。年次計画としては、従来の計画の場合、令和3年度は4,5歳児／令和4年度は5歳児のみとなるが、令和4年度まで募集を行うことで、3,4,5歳児の保育実践の学びの機会の対象となる。
- 2) 就学前の特別支援教育（障害児保育）としての機能。前述2の(2)にも示されているように、保育の質の向上のための専門的知識と力量以外に、就学前の特別支援教育（障害児保育）の専門的知識と力量も求められている状況の中、やむを得ず、支援を要するお子さんが転園せざるを得ない状況の中、幼稚園が閉園までの期間は担うことも考えられる。自己評価事業が少なくとも数年かけて安定して軌道に乗るまで、現状の特別支援の専門家も訪問・相談に同行し、各園の就学前の特別支援教育（障害児保育）の力量形成につながることによって、幼稚園閉園後は、民間こども園でも、さらに現状よりも豊かな特別支援教育（障害児保育）が期待される。